

食品用容器・器具等の試験法について

～告示試験法及び代替試験法の性能評価に関する研究～



長野県環境保全研究所 食品・生活衛生部

食品用器具・容器包装等の規格試験法の信頼性確保を目的として、試験法の性能評価を行っています。

なぜ研究が必要なの？

食品用器具・容器包装等の試験法は、「食品、添加物等の規格基準」等により定められていますが、分析機器の詳細な条件等については規定されておらず、各検査機関の裁量で行われています。そのため、単一の検査機関で行う併行精度等の評価はされていますが、複数の検査機関で行う室間再現精度等の評価はされていません。試験法も長らく改定されてこなかったため、より精度の高い分析法に改定していく必要があります。



どうやって研究するの？

厚生労働科学研究「食品用器具・容器包装等の安全性確保に資する研究」に参加し、器具・容器包装等に使用される化学物質の試験法についての性能評価を行います。

配布された試料を研究に参加している検査機関が同じ方法で分析し、それぞれで正しい結果を出せるか確認します。検査機関ごとに結果がばらつくなど、問題点の見つかった試験法については改良法を検討します。

「食品用器具・容器包装等の安全性確保に資する研究」

- ・研究代表
国立医薬品食品衛生研究所
- ・自治体研究機関
東京都、神奈川県、長野県など14機関
- ・登録検査機関
(一財)科学研究評価機構など13機関



これまでに分かったこと

令和4年度～令和5年度

令和4年度は「蒸発残留物試験」、「総不揮発性物質試験」の性能評価に関する共同実験を実施しました。揮発しやすい物質が溶出物の場合、総不揮発性物質試験を試験法として導入するには一部改良の余地があると結論づけられました。

令和5年度はこの結果を踏まえて開発した「総溶出物試験」を実施しました。前年度の「蒸発残留物試験」以上の性能を有することが示されました。この「総溶出物試験」は食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和7年内閣府告示第95号）及び消費者庁次長通知（令和7年5月30日付け消食基第361号）により新たな試験法として示されました。

令和6年度

溶出試験の「ホルムアルデヒド定量分析法」の検討と性能評価に関する共同実験を実施しました。測定できる濃度範囲と定量分析の性能の検討をしました。結果は現在取りまとめ中です。



R5はR4の試験法を改良しアルミ箔で蓋をしました